

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(課長)</p> <p>第8条 課に課長(学校給食センター及び子育て支援総合センターにあつては所長、図書館にあつては館長。以下同じ。)を置く。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け<u>所管</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主幹)</p> <p>第9条 課に<u>主幹</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>主幹</u>は、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(施設長及び課長補佐)</p> <p>第10条 こどもサポートセンター、図書館南分館、図書館北分館及び生駒駅前図書室に施設長として所長(図書館南分館及び図書館北分館にあつては分館長、生駒駅前図書室にあつては室長。以下同じ。)を置く。</p> <p>2 所長は、上司の命を受け<u>所管</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 課に課長補佐(学校給食センター及び子育て支援総合センターにあつては副所長、図書館にあつては副館長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 課長補佐は、課長及び<u>主幹</u>を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>副係長</u>、主査、主任、主事又は技師)</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(課長)</p> <p>第8条 課に課長(学校給食センター及び子育て支援総合センターにあつては所長、図書館にあつては館長。以下同じ。)を置く。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け、<u>所管</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(課課長)</p> <p>第9条 課に<u>課課長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>課課長</u>は、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(施設長及び課長補佐)</p> <p>第10条 こどもサポートセンター、図書館南分館、図書館北分館及び生駒駅前図書室に施設長として所長(図書館南分館及び図書館北分館にあつては分館長、生駒駅前図書室にあつては室長。以下同じ。)を置く。</p> <p>2 所長は、上司の命を受け、<u>所管</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 課に課長補佐(学校給食センター及び子育て支援総合センターにあつては副所長、図書館にあつては副館長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 課長補佐は、課長及び<u>課課長</u>を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主幹)</p> <p><u>第10条の2 課に主幹を置くことができる。</u></p> <p><u>2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>(主査、主任、主事又は技師)</p>

第12条 係に副係長、主査、主任、主事又は技師を置くことができる。

2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3 主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主任、主事及び技師は、上司の命を受け、所管の業務について所属職員を直接指揮監督する。

(職務代理)

第13条 部長に事故あるときは、所管次長がその職務を代理する。

2 次長に事故あるときは、所管課長がその職務を代理する。

3 部長及び次長ともに事故あるときは、それぞれ所管課長がその職務を代理する。

4 課長に事故あるときは主幹が、課長及び主幹ともに事故あるときは課長補佐が、その職務を代理する。

第14条～第17条 略

第12条 係に主査、主任、主事又は技師を置くことができる。

2 主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主任、主事及び技師は、上司の命を受け、所管の業務について所属職員を直接指揮監督する。

(職務代理)

第13条 部長に事故あるときは、所管次長がその職務を代理する。

2 次長に事故あるときは、所管課長がその職務を代理する。

3 部長及び次長ともに事故あるときは、それぞれ所管課長がその職務を代理する。

4 課長に事故あるときは課課長が、課長及び課課長ともに事故あるときは課長補佐が、その職務を代理する。

第14条～第17条 略